





最高裁大法廷での弁論終了後、記者会見する  
婚外子の女性(右)と弁護士の岡本浩=2013年  
7月、東京・霞が関の司法記者クラブ



最高裁大法廷で開かれた最高裁大法廷  
2013年7月

(敬称略)  
〔白曜日に掲載します〕

### 婚外子相続差別(中)

「大法廷決定から既に17年が経過している。その間、男女の結婚観が変化し、非嫡出子(婚外子)が増加傾向にある。この規定を正当化する理由となつた社会情勢や国民感情は大きく変動している」

高裁(裁判長・赤西芳文)は家裁審判から半年後の12年9月に決定を出す。「大法廷決定以後、国内的、国際的な環境の変化

## 95年の大法廷決定 差別解消の高い壁に

1995年に最高裁大法廷が「合憲」とした決定を踏襲したからだ。「この決定後に同規定(民法の婚外子規定)を維持することが不合理で、憲法の各条項に違反する明らかな社会状況の変化が生じたとは認定したい」と婚外子の女性側の主張を退けた。95年大法廷決定は高い壁になっていた。そこで岡本は抗告(不服申し立て)した大阪高裁でこう主張する。

「大法廷決定から既に17年が経過している。その間、男女の結婚観が変化し、非嫡出子(婚外子)が増加傾向にある。この規定を正当化する理由となつた社会情勢や国民感情は大きく変動している」

高裁(裁判長・赤西芳文)は家裁審判から半年後の12年9月に決定を出す。「大法廷決定以後、国内的、国際的な環境の変化

## 憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 66

編集委員 渡辺秀樹

### 第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

両親が結婚していない子(婚外子)の相続分は、結婚している親から生まれた子(嫡出子)の2分の1と定めていた民法の規定。「何で私の存在価値は半分なのか」との疑問を抱き続けた和歌山県内の婚外子の女性。2005年に和歌山家裁で始まった父親の遺産相続調停は不調に終わり、裁判官が決定を下す家裁審判手続きに移行した。

この段階から、女性の代理人弁護士、岡本浩(77)は、民法の規定が憲法違反であるとの主張を前面に出していく。具体的には法の下の平等(14条1項)のほか、個人としての尊重(13条)、相続などに關し法律が個人の尊厳に立脚しなければならないこと(24条2項)の各条項の違反である。

家裁審判官(裁判官)は、のちに滋賀の人工呼吸器外し事件で服役した女性の再審

決定に大阪高裁で関与する酒井康夫。2012年3月に出した審判は、岡本が危惧した通りだった。

1995年に最高裁大法廷が「合憲」とした決定を踏襲したからだ。「この決定後に同規定(民法の婚外子規定)を維持することが不合理で、憲法の各条項に違反する明らかな社会状況の変化が生じたとは認定したい」と婚外子の女性側の主張を退けた。95年大法廷決定は高い壁になっていた。そこで岡本は抗告(不服申し立て)した大

阪高裁でこう主張する。

「大法廷決定から既に17年が経過している。その間、男女の結婚観が変化し、非嫡出子(婚外子)が増加傾向にある。この規定を正当化する理由となつた社会情勢や国民感情は大きく変動している」

高裁(裁判長・赤西芳文)は家裁審判から半年後の12年9月に決定を出す。「大法廷決定以後、国内的、国際的な環境の変化

は相当にあつたと言える」と認めた。しかし「(婚外子)の規定は憲法に違反せず有效であると判断せざるをえない」と退けた。その理由は形式的だった。

95年大法廷決定以降も同様の裁判は次々と起これ、最高裁はいずれも判例変更の可能性がある大法廷に審理を移すことなく、小法廷で「合憲」と判断、婚外子側の訴えを退けてきた。直近の判断が09年9月の小法廷決定である。この件で「合憲」とされた相続は2000年6月。今回の婚外子女性の相続は01年11月。1年余しかたっていないので、その間に(判例を変更する特別抗告によって舞台は最高裁に移る。ような)状況の変化があつたとは言えない。

1。

「もうえんちやう」。これ以上争うことを断念するよう母親に言われていた女性。家族にはいろいろな形があるので、婚外子はなぜ半分の価値なのか理解できないまま終われない」とあきらめなかつた。

特別抗告によつて舞台は最高裁に移る。すると、担当の第1小法廷はしばらくして審理を大法廷に移し、双方の主張を直接聞く弁論を開くと決めた。壁となつていた95年大法廷決定が見直される可能性が出てきた。

女性から弁論を委ねられた弁護士の岡本。初めての大法廷弁論に臨むに当たつて「細かい法律論ではなく、この件に關する立法院(国会)の無力と司法の役割の大切さを強調する」方針を立てた。

13年7月、天井から陽光が注ぐ大法廷に立つ岡本。欧米諸国で婚外子差別の撤廃が進み、日本の法制審議会も96年、相続分を平等とする民法改正要綱をまとめたにもかかわらず国会が立法に動かなかつたことを挙げ、こう訴えた。

「今こそ、立法院により放置されている非嫡出子(婚外子)の救済を司法が図るべきである。民法の規定が違憲・無効であることを明確に示されることを強く切望する」

大法廷の全裁判官15人のうち1人が民法を所管する法務省民事局長経験者だった関係で審理から外れ、法廷で向き合つたのは14人。この中にまたしても長野県出身の裁判官がいた。そして最高裁の変化を後押しすることになる。

⑤



最高裁判事として民法の婚外子相続規定を違憲と判断した上田市出身の山浦善樹。小さな事務所で市民の困り事相談に乗る弁護士「マチ弁」を名乗る=ことし9月中旬、東京・神田



最高裁の決定を受け、支援者の前で「憲法違反」の垂れ幕を掲げる代理人弁護士=2013年9月、最高裁前

最高裁判事として民法の婚外子相続規定を違憲と判断した上田市出身の山浦善樹。小さな事務所で市民の困り事相談に乗る弁護士「マチ弁」を名乗る=ことし9月中旬、東京・神田

## 婚外子相続差別(下) 「子どもの権利は皆同じ」上田出身最高裁判事「違憲」

高裁判事に任命されたのは2012年3月。所属する第1小法廷(5人)で婚外子相続の案件を受けた時から、嫡出子の半分とする民法の規定は明らかに差別で違憲だと考えていた。「古色蒼然としたルールがいまだに生きているのがおかしい。これまで〔最高裁が〕合憲、合憲で来たことは間違っている」

第1小法廷は程なくして、過去の最高裁判例を変更する可能性がある大法廷に審理を回付することを決めた。スマートに進んだのは伏線があったからだ。

山浦が着任する前の10年7月。先行した同種案件を第3小法廷(裁判長・那須弘平・伊

# 憲法事件を歩く

理念と現実のはざまで 67

編集委員 渡辺秀樹

## 第7部 14条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない

⑥

婚外子の相続分は親が結婚している子ども(嫡出子)の半分とした民法の規定。これは憲法14条違反と訴えた和歌山県内の女性の裁判は2013年、最高裁の大法廷に審理が回った(回付)。15人の最高裁判事の中に、小県郡丸子町(現上田市)出身の山浦善樹(77)がいた。山浦は差別に対しても敏感だった。それは自らの生い立ちにも由来する。

終戦翌年の1946年、貧困家庭に生まれた。父は工場の作業で右手の人さし指を切断し、戦争に行かなかつたため「非国民」と呼ばわりされた。家は河川敷の埋め立て地にあつた古い工場を改造した長屋の8畳一間。そこに6人家族がさなぎのように寝ていた。おんぼろながら恥ずかしく、友達を家に呼べなかつた。小学校に入るまではいじめられつ子だった。

学校から帰ると、毎日暗くなるまで近くの工場のごみ捨て場で鉄くずを拾い、古物商で換金。あんパンを買って空腹をしのいだ。

そろばんを習い、中学を卒業したら信用金庫に就職するつもりだった。3年生の秋、山浦が高校入試の模擬試験の申し込みをしていないのに気づいた担任が言つた。「お金がないから就職するなんてだめだ。高校に行けば奨学金制度がある」。説得され上田高校に進学。これが人生の分かれ道だった。

弁護士になった山浦が、日弁連の推薦で最高裁判事に任命されたのは2012年3月。

山浦善樹は、上田市出身の最高裁判事として、民法の婚外子相続規定を違憲と判断した。これが人生の分かれ道だった。

山浦が着任する前の10年7月。先行した同種案件を第3小法廷(裁判長・那須弘平・伊

那市出身)が既に大法廷に回付していた。ところが審理中の11年3月、当事者同士が裁判外で和解したことが判明。大法廷は途中で審理を終結させていた。

今回の案件の大法廷審理に当たって裁判長の竹崎博允(最高裁長官)は「これは前回と同じだが、気持ちを新たにして一から取り組みましょう」と再挑戦を呼びかけた。山浦は前回、違憲判断でまとまつていたことを知つた。

1995年の大法廷決定が「合憲」と判断して以降、大法廷に回付せず小法廷で合憲判断を踏襲してきた最高裁。ただ、その内訳は大法廷が合憲10人、違憲5人だったのに対し、その後の小法廷判決、決定5件のうち3件は合憲3人、違憲2人と僅差だった。

さらに、フィリピン人女性と日本人男性の婚外子が日本国籍の取得を認め、大法廷が08年、国籍取得を認めない国籍法の規定を違憲とした判決。当時、最高裁判事だった才口千晴(85)、長野市出身によると、この審理の中でも、国籍法だけでなく民法の相続規定にまで射程を広げる意見が出ていた。

今回も、山浦はこう表明した。「子どもの権利、価値は親が結婚しているかどうかで変わらない。婚外子を半分にする理由は全くなき。平等原則に反し、違憲だ」

13年9月、大法廷は次のようないきなりつた。

95年は合憲としたが、時代の変遷で家族の中での個人の尊重がより明確に認識された。これに伴い、父母が婚姻関係になかつたという、子自らが選択や修正する余地のない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されないという考え方が確立してきた。(婚外子の)相続分を区別する合理的根拠は失われ、民法の規定は憲法に違反する。

山浦を含め裁判官全員一致の結論だった。基本法である民法の規定を最高裁が違憲としたのは初めて。その年の12月、婚外子規定を削除した改正民法が成立。明治民法以来11年、和歌山県内で会った当事者の女性は静かに振り返った。

(敬称略)

〈次回は24日に掲載します〉